

九州地区特別支援教育研究連盟規約(案)

第1章 名称と事務局

- 第1条 本連盟は、九州地区特別支援教育研究連盟（略称 九特連）と称する。
- 第2条 本連盟は、事務局を会長所属校に置く。

第2章 目的と事業

- 第3条 本連盟は、九州各県特別支援教育研究団体の連携向上を図り、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 九州ブロック組織活動の強化拡充と特別支援教育の研究推進
 - 2 協議会、講習会等の開催
 - 3 会員相互の親睦
 - 4 その他、必要な事項

第3章 会員

- 第5条 本連盟の会員は、特別支援学校（知的障害教育校）、分校（園）及び特別支援学級等の教員並びに本連盟の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

第4章 役員及び評議員

- 第6条 本連盟に、次の役員及び評議員を置く。
- 1 会長 1名 会務を統括する。
 - 2 副会長 7名 会長を補佐し、または代行する。
 - 3 幹事 2名 会務、会計を処理する。
 - 4 評議員 若干名
 - 5 会計監査 2名

- 第7条 役員及び評議員の選出は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長は、評議員の推薦とする。
- 2 評議員は、各県毎に会員の中から2名を標準として選出する。
- 3 幹事は、会長の委嘱とする。
- 4 会計監査は、評議員で選出する。但し兼任はできない。
- 5 その他の役員は、兼任するも妨げない。
- 6 役員の任期は1年とし、重任は妨げない。
なお、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第8条 本連盟に顧問をおくことができる。

第5章 会 則

- 第9条 1 本連盟は、毎年1回総会を開き、評議員会は必要に応じて隨時に開くことができる。
- 2 評議員において必要と認めたとき、隨時総会を開くことができる。
- 第10条 総会、評議員会の議長はその都度役員の中から選出する。
- 第11条 総会において協議する事項は、次の通りとする。
- 1 当該年度の事業に関する計画及び報告
 - 2 予算の決定、決算の承認
 - 3 規約の変更、その他重要事項
- 第12条 評議員会において協議する事項は、次の通りとする。
- 1 役員の選出
 - 2 予算・決算に関する事項
 - 3 その他重要な会務
- 第13条 会議の決定は出席者の過半数によるものとする。

第6章 会 計

- 第14条 1 本連盟の経費は、会費及び補助寄付金をもってあてる。
- 2 会費は1学級150円とし、なお5学級以上750円として、毎年7月末日までに納入するものとする。毎年8月末日までに納入するものとする。ただし、全国大会が九州で行われる年に限り会費を2倍にする。
- 第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第7章 付 則

第1条 本規約は、総会の決議を経なければこれを変更することができない。

第2条 本規約遂行に必要あるときは、規則を設けることができる。

第3条 本規約は平成2年10月25日より

規約一部改正	平成11年11月18日
規約一部改正	平成12年11月30日
規約一部改正	平成13年11月29日
規約一部改正	平成19年10月23日
規約一部改正	令和元年10月31日

【検討事項】

第6章 会計 の第14条の会費納入期限を8月末としてよいか。

～改正提案理由～

例年、各県で負担金の納入準備ができるのが、8月に入ってからであるため。